

## 6. 環境保全、食の安全と農山漁村の活性化

### 環境政策

#### <背景と考え方>

(1) 地球温暖化は依然として進行しており、近年、世界的にも異常気象が増加して、台風の大規模化が進む等、深刻な問題となっている。気候変動に関する専門家の政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書は、1906～2005年の100年間に、世界の平均気温は0.56～0.92℃上昇し、1990年代以降の平均気温の上昇傾向が加速したと分析した。地球の平均気温の上昇や氷雪の融解の増加等から、人間活動による温室効果ガスの排出で、温暖化が確実に起きていることを指摘している。この報告書の最悪のシナリオでは、現状のまま、温室効果ガスの削減対策を講じなければ、今世紀末の平均気温は最大で6.4℃、海水面は59cm上昇すると言われている。平均気温が4℃上昇すると、5人に1人が洪水の影響を受け、北極海の氷も35%減少するため、対策を先延ばしにする猶予はない。

地球温暖化対策に関して、温室効果ガスを1990年比で6%削減するためには、日本政府は2010年度には1,185百万トンのCO<sub>2</sub>にすることが求められている。しかし、2005年度の速報値では、すでに8.1%増加しているため、14.1%削減しなくてはならない。各部門ごとに見ると、「産業部門」は基準年比からわずかに減少傾向にあるが、「家庭部門」は、2010年度目安としての目標である127百万トンのCO<sub>2</sub>が175百万トンのCO<sub>2</sub>（37.4%増）、「オフィスビル等」の目標164百万トンのCO<sub>2</sub>が234百万トンのCO<sub>2</sub>（42.2%増）等、約束の達成は困難になっており、6%削減目標の達成に向けて、国民の意識を高める取り組みが、より一層求められている。特に、排出量が増えているオフィスビル等の業務その他部門と家庭部門の取り組みを強化する必要がある。

2007年からは「京都議定書目標達成計画」（2008～2012年）の点検と、2013年からの新たな達成目標の見直し作業が本格的に始まる。日本は京都会議の議長国、また、2008年のG8サミットの議長国として、京都議定書の第1約束期間の目標達成に向けて、リーダーシップを発揮する必要がある。

京都議定書を批准していないアメリカには、議定書の枠組みに入るよう働きかけ、削減義務を負わない中国やその他の開発途上国へは、排出の削減と取り組みへの参加を求める等、積極的な役割を果たすべきである。

(2) 2006年4月に閣議決定された「第三次環境基本計画」については、中央環境審議会が、国民各界各層の意見を聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況等を点検し、2011年を目途に計画の見直しを行うこととしている。

この点検は、政策を10の重点分野に分けて、5項目を2回ずつ見直しすることになっているが、着実な実施が求められている。

初年度の2007年度と2009年度は、①都市における良好な大気環境の確保に関する取り

## 6. 環境保全、食の安全と農山漁村の活性化 (環境政策)

組み、②環境保全上健全な水環境の確保に向けた取り組み、③市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、④長期的な視野を持った科学技術・環境情報・政策手法等の基盤の整備、⑤国際的枠組みやルール形成等の国際的取り組みの推進の分野について、点検する。

また、2008年度と2010年度は、⑥地球温暖化問題に対する取り組み、⑦物質循環の確保と循環型社会の構築のための取り組み、⑧化学物質の環境リスクの低減に向けた取り組み、⑨生物多様性の保全のための取り組み、⑩環境保全の人づくり・地域づくりの推進について、点検する。

- (3) 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をめざす「循環型社会形成推進基本法」に基づき、容器包装リサイクル法等、5つの個別リサイクル法が制定されている。順次見直しが行われており、食品リサイクル法の見直しは2007年の通常国会、また、建設リサイクル法は2007年に検討が開始され、2008年の通常国会に提出される予定になっている。

家電リサイクル法は、不法投棄の把握が不十分、中古品輸出と偽装された実質的な廃棄物、リサイクル料金のあり方等の課題があるため、再度調査を行うことになり、2007年の通常国会への改正法案の提出は、2008年の通常国会に先送りされた。

2003年3月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」は、着実な実行を確保するため、2004年度より毎年点検が行われてきている。また、2007年度には「循環型社会形成推進基本計画」の見直しが行われる予定になっている。

2004年の速報値によると、資源生産性は2000年比で19.6%上昇し、循環利用率は2.8%上昇した。さらに、最終処分量は38.6%減少して約35百万トンになり、2010年度の目標値28百万トンに徐々に近づきつつある。しかし、廃棄物の不適正な輸出は現在も続いている。とりわけ、輸出先であるアジアを中心に、さらなる取り組みの強化が求められている。

2004年のG8シーアイランドサミットにおいて日本が提唱した発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再利用(リサイクル)、いわゆる「3Rイニシアティブ」を、2008年の日本G8サミットにおいて、さらに推進するよう取り組むことが必要である。

- (4) 石綿(アスベスト)問題は、長期間にわたって、幅広く大量に使用され、従事していた労働者の家族や、工場周辺の住民にも被害がおよぶ等、社会的な広がりを持っている。また、石綿にばく露してから30年~40年を経て発症し、多くの人が1、2年で亡くなっている。今後も被害者が増えることが予想され、特に一般住民を対象とした迅速な救済が求められている。

石綿による健康被害を受けながら、労災補償等による救済の対象とならない住民と遺族に対して、健康被害の迅速な救済をはかる「石綿健康被害救済制度」が新たに創設された。2006年3月には「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、2007年4月には事業主からの費用徴収が始まる。

しかし、この法律は国庫負担が不十分、基金へ拠出する特別事業場の認定要件に労災認

## 6. 環境保全、食の安全と農山漁村の活性化 (環境政策)

定件数が含まれている、対象が中皮種と肺ガンに限定されている等、多くの問題が残っている。

- (5) 化学物質は数万種類あるが、その有害性が明らかになっているのは一部に過ぎず、リスク評価や管理データの情報不足が問題になっている。人の健康と生態系に影響をおよぼす化学物質の知見を収集し、情報を早急に充実させることが重要である。

2006年4月に閣議決定された第三次環境基本計画(2006～2010年度)において、化学物質の環境リスクの低減に向けた取り組みが重点分野政策プログラムの中の1つに位置づけられた。重点的に取り組む事項として、①科学的な環境リスク評価の推進、②効果的・効率的なリスク管理の推進、③リスクコミュニケーションの推進、④国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応、があげられている。

重点的取り組み事項に沿った施策をより具体化し、展開していくために、2006年12月に中央環境審議会環境保健部会のもとに、化学物質環境対策のあり方の調査審議を行う「化学物質環境対策小委員会」が設置された。この検討を受けて、2008年に「特定化学物質の環境への排出量等および管理の改善の促進に関する法律」(化管法)(注1)が、2010年には「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」(化審法)の見直しが予定されている。

特に、2008年見直し予定の「化管法」については、リスク評価や化学物質管理へのP R T Rデータの活用が不十分と、そもそも制度の周知・理解不足が指摘されている。

「化管法」の実効性を確保し、重点的取り組みが具体的に展開できる法改正が重要となっている。

- (6) 2006年11月にケニアのナイロビで国連気候変動枠組条約第12回締約国会議(C O P 12)と京都議定書第2回締約国会合(C O P 12/M O P 2)が開催されたが、国際労働組合総連合(I T U C)の代表団の正式な参加が認められなかった。

働く者とその家族の健康と生活環境に大きな影響を与える問題であるため、日本政府は環境に関するあらゆる国際会議において、労働組合、N G O ・ N P O等が正式に参加を認められるように、国際機関に働きかけるべきである。

- (7) 地球規模で環境の悪化が進む中、生命の基本である水と自然環境の保全を、国際的に協力して推進することが求められている。

安全で良質な飲料水を確保するため、総合的な水質確保対策を推進するべきである。